第786回栃木県選挙管理委員会会議録

１　日　　時　　令和８年６月24日（水）午後２時00分から午後２時42分まで

２　場　　所　　県庁本館８階　選挙管理委員会室

３　出 席 者

委員長	金田尊男
委　員	青田賢之
委　員	松永安優美
書記長	齋藤成宏
書記長代理	井上大助
選挙係長	福田喬広
主　査	大塚博人
書　記	渡邉彩佳
書　記	黒後達也

４　付 議 事 件

(1) 議題

議案第１号　令和８年度栃木県明るい選挙推進運動要領について

議案第２号　不在者投票を行うことができる施設の指定について

議案第３号　令和８年４月 12 日執行高根沢町議会議員選挙における選挙及び当選の効力に関する審査の申立てに係る処理方針について

(2) 報告事項

ア　選挙人名簿登録者数について

イ　在外選挙人名簿登録者数について

ウ　その他

５　会 議 内 容

委員長は、開会を宣し、直ちに会議に入る旨述べた。

また、議案第３号については審査申立てに関する議案であることから、非公開とする旨述べた。

議題

議案第１号　令和８年度栃木県明るい選挙推進運動要領について

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、栃木県明るい選挙推進協議会において何か意見が出たのか、事務局に問うた。

選挙係長は、教育委員会の出席者から、出前講座の進め方等について、意見を受けた旨述べた。また、栃木市など実際に主権者教育を行っている選挙管理委員会から事例の発表もあり、県内の主権者教育を含め、明るい選挙の推進に努めていきたい旨述べた。

委員長は、主権者教育については、積極的に取り組んでいる市町では、教育委員会等と連携して実施している一方で、連携が十分に進んでいない市町もあり、市町によって取組状況に差が見られる旨述べた。

杉田委員は、その要因はなにか問うた。

委員長は、教育委員会等の関係機関に主体的に働きかける人材の有無も一因ではないか述べ、どう考えるか事務局に問うた。

選挙係長は、書記長会議において、取組を行っている市町より、仕組みを理解した上で働きかけを行えば、連携に向けたハードルは必ずしも高くないものの、最初のきっかけをつくることが重要であるとの意見があったことを紹介し、今後引き続き取り組んでいきたい旨述べた。

杉田委員は、取組を促す際には抽象的にお願いするだけでなく、具体的に手法を定めなけれ

ば、取組の検討にとどまり、実施まで至らない旨述べた。
　青田委員は、県の選挙管理委員会でなければ、全体の状況を把握した上で各市町の取組状況のばらつきを是正していくことは困難であるため、市町に対する働きかけを進めていく必要がある旨を述べた。
　委員長は、市町ごとの取組状況を取りまとめた上でフィードバックを行い、各市町に現状を認識してもらうことが必要である旨述べた。
　杉田委員は、アドバイスや手助けを必要とする市町があれば、県としても取組を後押ししていくことが必要である旨を述べた。
　委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。
議案第２号　不在者投票を行うことができる施設の指定について
　選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。
　青田委員は、現場の写真や有権者の身体状況の資料は無いか事務局に問うた。
　選挙係長は、入所者は、車椅子利用の方が 20 名とのことで、デイサービスを併設したサービス付き高齢者向け住宅であることから、介護保険を利用している方も相当数いるものと考えられる。投票を行う方は９名程度を見込んでいるとのことであり、一定程度介護を必要とする方が多い状況である旨述べた。
　松永委員は、特定施設（介護保険法上の特定施設入居者生活介護施設）のサービス付き高齢者向け住宅か事務局に問うた。
　選挙係長は、当該施設は、特定施設ではないいわゆる住宅型有料老人ホームである旨述べた。また、当該施設は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅として届け出られており、法令上は老人ホームに該当するため、指定施設とすることが可能である旨述べた。さらに、当該施設は平成24年に開設されているが、入所者の中で投票を希望する方が徐々に増えてきたこともあり、指定を受けたいとの申出があった旨述べた。
　青田委員は、サービス付き高齢者向け住宅は、一般的に入居当初は比較的自立した方が多いという印象がある。そのため、現在、投票を希望する入所者が９名程度となっている状況において、なぜこの時点で指定施設の申請に至ったのかという疑問がある旨述べた。
　松永委員は、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームには様々な類型があり、制度改正によって名称や仕組みも変わってきている。特定施設は特別養護老人ホームと同じように、比較的要介護度が高い人を受け入れることが多く、また、制度上併設のデイサービスを使えない。通常のサービス付き高齢者向け住宅であれば、併設のデイサービスを利用できる。要介護度は特定施設の方が重いことが一般的だが、当該施設は当初から比較的重度の入所者を受け入れていた可能性もあり、指定施設かどうかのみで判断することはできない旨述べた。
　委員長は、比較的自立しており日常生活を送ることができる状態で施設に入所した人については投票所までバスで送迎していたが、要介護度が高くなり移動が困難となった状況も踏まえ、施設として不在者投票を実施できるよう指定を受けることは、自然な対応である旨述べた。
　選挙係長は、対象者は現在９名とのことであるが、当初からその人数だったわけではなく、希望者が徐々に増加した結果として現在の人数に至った旨述べた。
　委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

　委員長は、議案第３号については、非公開のため、後程審議する旨述べた。

報告事項
ア　選挙人名簿登録者数について
イ　在外選挙人名簿登録者数について
　選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。
　委員長は、選挙人名簿登録者数について、３月や６月の数値は、４月の転勤や進学が反映されるのか事務局に問うた。
　３月に転出した人は６月の数値に反映され、転出時期が少し遅れた人は９月に反映される旨

述べた。
ウ　その他
　書記長は、７月の委員会の日程については、令和８年７月22日（水）午後２時から、８月の委員会については８月26日（水）午後２時から、選挙管理委員会室で開催したい旨述べ、了承された。

　委員長は、本日の委員会の議事は全て終了したことを述べ、会議の閉会を宣した。